様式第十九号（第51条関係）（平27総省令９・追加）

表示は、第48条第１項の規定により通知された登録番号（Ｔ及び６桁の数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加したものとする。

登録修理 Ｔ××××××

注１　文字の大きさは、直径３ミリメートル以上であること。

２　材料は、容易に損傷しないものであること。

３　色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。